○厚生労働省農林水産省告示第九号

産業競争力強化法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第二十六号）の施行に伴い、及び中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第十二条第三項の規定に基づき、外食・中食産業に係る経営力向上に関する指針の一部を次のように改正し、同条第五項の規定に基づき公表する。

平成三十年七月六日

厚生労働大臣　加藤　勝信

農林水産大臣　齋藤　健

外食・中食産業に係る経営力向上に関する指針の一部を改正する告示

外食・中食産業に係る経営力向上に関する指針（平成二十八年厚生労働省農林水産省告示第七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
第1　（略）	第1　（略）
第2　経営力向上の内容・実施方法等に関する事項	第2　経営力向上の内容・実施方法等に関する事項
1　（略）	1　（略）
2　経営力向上に係る要件及び目標	2　経営力向上に係る指標及び目標
一　現に有する経営資源を利用する場合	サービス産業チャレンジプログラム（平成二十七年四月十五日日本経済再生本部決定）を踏まえ、労働生産性を指標として経営力向上を図ることが望ましい。
サービス産業チャレンジプログラム（平成二十七年四月十五日日本経済再生本部決定。二において同じ。）を踏まえ、労働生産性を指標として経営力向上（中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号。以下「法」という。）第二条第十項に規定する経営力向上をいう。以下同じ。）を図ることが望ましい。	また、精緻な経営状況の把握等の観点から、指標については、時間当たりの労働生産性（営業利益、人件費及び減価償却費の合計を、労働投入量（労働者数に一人当たり年間就業時間を乗じたものをいう。以下同じ。）で除したものをいう。以下同じ。）とすることが適切である。
また、精緻な経営状況の把握等の観点から、指標については、時間当たりの労働生産性（営業利益、人件費及び減価償却費の合計を、労働投入量（労働者数に一人当たり年間就業時間を乗じたものをいう。以下同じ。）で除したものをいう。以下同じ。）とすることが適切である。	このため、中小企業者等の提出する経営力向上計画（法第十三条第一項に規定する経営力向上計画をいう。以下同じ。）においては、計画期間が五年間である場合には、五年後までに時間当たりの労働生産性を計画策定の前年と比較して二％以上向上させることを目標として設定しなければならない。計画期間が四年間の場合は一・五％以上向上させることを、三年間の場合は一％以上向上させることを目標として設定しなければならない。その際、目標設定に当たっては、各従業員の正確な労働時間（残業時間を含む。以下同じ。）の把握・管理を行うことが重要である。
このため、中小企業者等の提出する経営力向上計画（法第十三条第一項に規定する経営力向上計画をいう。以下同じ。）においては、計画期間が五年間である場合には、五年後までに時間当たりの労働生産性を計画策定の前年と比較して二％以上向上させることを目標として設定しなければならない。計画期間が四年間の場合は一・五％以上向上させることを、三年間の場合は一％以上向上させることを目標として設定しなければならない。その際、目標設定に当たっては、各従業員の正確な労働時間（残業時間を含む。以下同じ。）の把握・管理を行うことが重要である。	なお、経済や雇用への影響、労働者が不足していると判断する事業者が多い現況を踏まえると、労働生産性の分母である労働投入量については、一定の雇用者数の下で効率化を実現することが重要である。加えて、労働生産性の分子である付加価値については、受発注管理等のバックヤード業務の労働投入量を減らし、労働投入量の減少の結果として余裕の生じた労働力を、サービス品質の向上、集客の増大等に向けた取組に配分し、サービス品質の向上等を図ることが望ましい。
なお、経済や雇用への影響、労働者が不足していると判断する事業者が多い現況を踏まえると、労働生産性の分母である労働投入量については、一定の雇用者数の下で効率化を実現することが重要である。加えて、労働生産性の分子である付加価値については、受発注管理等のバックヤード業務の労働投入量を減らし、労働投入量の減少の結果として余裕の生じた労働力を、サービス品質の向上、集客の増大等に向けた取組に配分し、サービス品質の向上等を図ることが望ましい。	二　他の事業者から取得した又は提供された経営資源を利用する場合
二　他の事業者から取得した又は提供された経営資源を利用する場合	イ　事業承継の促進
イ　事業承継の促進	中小企業者等が事業承継等（法第二条第十項に掲げるもののうち第九号に掲げるものを除く。以下同じ。）を行う場合にあっては、事業の継続が困難である他の事業者の事業を承継するもののうち、事業の経営の承継を伴う取組を支援対象とする。
中小企業者等が事業承継等（法第二条第十項に掲げるもののうち第九号に掲げるものを除く。以下同じ。）を行う場合にあっては、事業の継続が困難である他の事業者の事業を承継するもののうち、事業の経営の承継を伴う取組を支援対象とする。	